

【コンタクトレンズにかかる診療費について】

1. 初診料は288点、再診料は74点、コンタクトレンズ検査料は200点です。
2. 初回は初診料、2回目以降は再診料になります。
上の診療費は、コンタクトレンズの処方または経過観察の場合のみ当てはまるもので、厚生労働省が決めた保険点数です。

☆ コンタクトレンズ装用のため受診された方でも
厚生労働省が規定した疾患がある場合は通常の保険点数になります。

☆ 治療を要する場合は別途費用がかかります。